

# ○前橋市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則

令和8年3月31日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（令和8年前橋市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(保存建築物登録の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による保存建築物登録の申請をしようとする者は、対象建築物の名称及び敷地（保存活用計画において当該対象建築物を移築することとする場合にあっては、移築後の敷地。第1号を除き、以下同じ。）の位置を記載した保存建築物登録申請書の正本及び副本にそれぞれ保存活用計画及び次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請の日現在の状況（対象建築物が既に解体されている場合にあっては、当該申請の日現在の対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の対象建築物の状況）を表示した別表第1の(1)の項及び(2)の項に掲げる図書
- (2) 当該建築物が対象建築物であることを証する書面
- (3) 条例第3条第3項の規定による同意を得ることが必要な場合にあっては、当該同意を得たことを証する書面
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付する必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(保存活用計画)

第4条 条例第3条第2項の規定による保存活用計画の作成及び提出は、保存活用計画書に次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 保存活用計画書に記載された事項の詳細を示す別表第1の(2)の項から(4)の項までに掲げる図書
- (2) 保存活用計画概要書
- (3) 登記事項証明書
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付する必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(保存建築物登録の通知等)

第5条 条例第4条第3項の規定による通知は、登録通知書に保存建築物登録申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。

2 市長は、保存建築物登録の申請があった場合において、当該申請に係る対象建築物について保存建築物登録をしないときは、その旨及びその理由を記載した登録をしない旨の通知書に保存建築物登録申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(登録の公告事項等)

第6条 条例第4条第4項の規定により公告する同項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登録年月日
- (2) 保存建築物の名称
- (3) 保存対象敷地の所在及び地番

2 条例第4条第4項の規定により公衆の縦覧に供する図書に表示する同項の市規則で定める事項は、保存活用計画概要書に記載すべき事項とする。

(変更登録の申請)

第7条 条例第5条第1項の規定による変更登録の申請をしようとする者は、変更登録申請書の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の保存活用計画書
- (2) 別表第1に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)
- (3) 条例第5条第2項において準用する条例第3条第3項の規定による同意を得ることが必要な場合にあつては、当該同意を得たことを証する書面
- (4) 変更後の保存活用計画概要書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付する必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(変更登録を要しない軽微な変更)

第8条 条例第5条第1項の市規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存建築物の名称の変更
- (2) 保存建築物の所有者の変更
- (3) 保存建築物の所有者の氏名又は住所(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名)の変更
- (4) 設計者の変更
- (5) 保存対象敷地の地名又は地番の変更(保存対象敷地の境界の変更を伴わない場合に限る。)

(6) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める変更  
(変更登録の通知、公告等)

第9条 第5条及び第6条の規定は、変更登録について準用する。この場合において、第5条第1項中「条例第4条第3項」とあるのは「条例第5条第4項において準用する条例第4条第3項」と、「保存建築物登録申請書」とあるのは「変更登録申請書」と、同条第2項中「保存建築物登録の」とあるのは「変更登録の」と、「保存建築物登録を」とあるのは「変更登録を」と、「保存建築物登録申請書」とあるのは「変更登録申請書」と、第6条第1項各号列記以外の部分中「条例第4条第4項」とあるのは「条例第5条第4項において準用する条例第4条第4項」と、同項第1号中「登録」とあるのは「変更登録」と、同条第2項中「条例第4条第4項」とあるのは「条例第5条第4項において準用する条例第4条第4項」と、「保存活用計画概要書」とあるのは「変更後の保存活用計画概要書」と読み替えるものとする。

(登録抹消の通知)

第10条 条例第6条第3項の規定による保存建築物登録の抹消に係る通知は、書面により行うものとする。

(増築等の許可の申請等)

第11条 条例第7条第1項の増築等の許可を受けようとする者は、増築等許可申請書の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 別表第1の(2)の項及び(3)の項に掲げる図書

(2) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付する必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

3 市長は、増築等の許可をしたときは、増築等許可通知書に増築等許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

4 市長は、増築等の許可をしないときは、その旨及びその理由を記載した書面に増築等許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(建築主等の変更等の届出)

第12条 増築等許可通知書の交付を受けた者は、当該増築等の許可に係る工事が完了するまでに次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、建築主等の変更等届に当該増築等許可通知書の写しを添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 建築主を変更しようとするとき。

- (2) 工事監理者又は工事施工者を定め、又は変更しようとするとき。
- (3) 建築主、工事監理者又は工事施工者の住所又は氏名に変更があったとき。  
(許可を要しない行為)

第13条 条例第7条第1項ただし書の市規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 保存活用計画書に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) その他市長が当該保存建築物の保存を図る上で特に支障がないと認める行為  
(申請の取下げの届出)

第14条 保存建築物登録、変更登録又は増築等の許可の申請をした者が、それぞれ保存建築物登録、変更登録又は増築等の許可に係る通知を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、登録等申請取下届により市長に届け出なければならない。

(完了検査の申請等)

第15条 条例第8条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、完了検査申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第2項ただし書の市規則で定めるやむを得ない理由は、災害その他市長が認める事由とする。

3 条例第8条第5項の規定による通知は、完了検査通知書により行うものとする。  
(所有者等の変更等の届出)

第16条 条例第9条第2項、第4項又は第5項の規定による届出は、所有者等の変更等届により行うものとする。

(維持管理の報告)

第17条 条例第10条第1項の規定による報告は、維持管理報告書に別表第2に掲げる図書を添えて行うものとする。

(身分証明書)

第18条 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書とする。

(書類の様式)

第19条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 保存建築物登録申請書
- (2) 保存活用計画書
- (3) 保存活用計画概要書
- (4) 登録通知書
- (5) 登録をしない旨の通知書
- (6) 変更登録申請書

- (7) 増築等許可申請書
- (8) 増築等許可通知書
- (9) 建築主等の変更等届
- (10) 登録等申請取下届
- (11) 完了検査申請書
- (12) 完了検査通知書
- (13) 所有者等の変更等届
- (14) 維持管理報告書
- (15) 身分証明書

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条、第7条、第11条関係）

区分	図書	明示すべき事項
(1)	付近見取図	敷地の位置、縮尺、方位、道路及び目標となる地物
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(2)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床面積並びに壁、通し柱、開口部及び防火戸の位置（工場にあってはこれらの事項並びに作業場の位置並びに機械設備及びこれに附属する工作物の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあってはこれらの事項及び危険物の貯蔵又は処理を行う位置を含む。）
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2面以上の立面図	縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2面以上の断面図	縮尺、地盤面、各階の床及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
(3)	基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 2面以上の軸組図	縮尺、構造耐力上主要な部分に使用される部材の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法
	構造詳細図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
	建築物説明書	建築物の歴史的な背景及び保存すべき内容
	事業計画書	改修計画及び各室利用計画
	工事工程表	各工種に応じた工事時期を示したもの
	安全性の評価のための調査結果報告書	構造耐力上主要な部分（接合部を含む。）に使用される部材の劣化及び損傷の状況
		屋根、軒裏、外壁、開口部及び室内の仕上げの材料の種別及び厚さ
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果
		構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
	火災に対する安全性の評価説明書	建築物の内部及び外部で生じる火災に対する安全性の評価結果
建築物の火災に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果		

	適合性調査書	保存活用計画を実施した場合に適用される建築基準法の規定の適合性（適合、既存不適格又はやむを得ず不適合の別）に係る調査結果
	消防設備計画書	消防法（昭和23年法律第186号）の規定に適合することの確認に必要な事項に係る調査結果
(4)	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の内容
	維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及び概要
		条例第10条第1項の規定に基づく維持管理の報告の時期及び方法
		建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置

別表第2（第17条関係）

図書	明示すべき事項
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、保存建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
各階平面図	縮尺、方位、間取り並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立面図	縮尺、外壁、軒裏及び開口部の位置並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
断面図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出、建築物の各部分の高さ並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋根伏図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カラー写真	建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付